

平成30年10月26日
産業経済局水産課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：釣り台付き遊歩道（脇田海釣り栈橋）
所在地：若松区大字安屋地先
建築年：平成13年
総延長 500m
・遊歩道 延長 200m 幅員 3m
・釣り台付き遊歩道 延長 300m 幅員 6m
附属施設：【休憩棟】 1棟 延面積 435.8㎡
【管理棟】 1棟 延面積 29.8㎡
業務内容：施設の管理運営業務、安全管理業務、その他業務

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：ひびき灘漁業協同組合
所在地：若松区大字安屋1742番地
主な業務内容：水産資源の管理と水産動植物の増殖
水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
組合員の漁獲物その他の水産生物の運搬、加工、保管、販売
漁場の安定的な利用に関する事業

2 指定の経緯

平成30年	8月27日～9月7日	募集要項配布
平成30年	9月10日	募集説明会の開催
平成30年	9月11日～9月28日	申請書及び事業計画書の受付
平成30年	10月12日	指定管理者検討会の開催
平成30年	11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ②本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- ④共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- ⑤海釣り施設の管理運営のノウハウを有していること。
- ⑥漁業権の設定された区域に設置されている施設のため、施設近隣の漁業協同組合との連絡調整を図ることができること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（ひびき灘漁業協同組合）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [学識経験者] デワンカー バート（北九州市立大学国際環境工学部教授）
- ・ [市民代表] 古川 裕子（東28地区自治会花房地区まちづくり協議会会長）
- ・ [中小企業診断士] 石川 重夫（石川経営研究所所長）
- ・ [釣振興会] 小路 真理子（(公財)日本釣振興会福岡県支部役員）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理業務に係る費用	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 経費を低減するための実施可能な提案があるか。 ③ 利用料金の設定が適切であるか。 ④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。 ⑤ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。
(4) 収入の増加に向けた創意工夫	① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。

③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
②	利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
ひびき 灘漁業 協同組 合	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	5	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	4	3	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	4	4	8
	【効率性】							
	(3) 指定管理業務に係る経 費	15	5	3	4	4	4	12
	(4) 収入増加に向けた創意 工夫	10	4	3	4	4	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	5	4	4	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	5	3	4	4	4	8
合 計	100	88	67	80	77	—	80	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								85

(2) 検討会における主な意見

- ・独自のホームページを立ち上げることにより、利用者数の増加が見込める。早急に立ち上げてもらいたい。
- ・落水事故が発生していないことは素晴らしい。
- ・利用者増加に向けた新たなイベントの企画立案をしてもらいたい
- ・釣りの知識だけでなく、地元調整もできるのでうまくいくと思う。

(3) 検討会における検討結果

当該施設の指定管理者として、第1期～3期（平成18～30年度）の実績に加え、4期目からは独自のホームページを立ち上げ、釣果情報の更新を常時行うとしていることから、利用者の増加が見込める。また、過去に落水事故も発生していないことも評価でき、指定管理者として相応しいという意見で一致した。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、ひびき灘漁業協同組合を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・釣り台付き遊歩道の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する知識、実績を有している。
- ・応募団体は、釣り台付き遊歩道に隣接した場所に事務所を設けており、地元雇用が見込める。また地元住民や漁業者との調整が効果的に行える。
- ・独自のホームページ作成が提案されており、釣果情報の即時更新と利用者増加が見込める。

8 提案額

平成31年度	7,800千円
平成32年度	7,800千円
平成33年度	7,800千円
平成34年度	7,800千円
平成35年度	7,800千円